甲子園短期大学紀要 No.27（2009）

# 保育内容の基礎的研究（1）

下道　省三*　　鈴口緋紗子**

## Fundamental study of contents of early childhood care and education

Shozo SHIMOMICHI*　　Hisako SUZUGUCHI**

### 1．はじめに

保育内容というもののわかりにくさはどこから来ているのであろうか。今、私（下道）の手元には、川崎チヨ子編『幼稚園の教育課程と指導計画』(1) という平成元年に出た本があるが、幼稚園での保育や保育内容が簡潔にわかりやすく書かれている。ふつうに考えれば幼稚園というところは、子どもたちが教育を受けて、活動や経験をして、いくつかの資質の発達を行なう場所であるということで、あまり問題はないように思われる。しかし幼稚園教育は、『幼稚園教育要領』（以下『要領』と略記する）の変遷をみれば明らかなように、その内容や方法にはまだ混乱が見られるのではないか。

幼稚園教育の目的や目標自体は学校教育法に規定されており、ここ60年ほど大きな変化はない。すなわち幼稚園は簡単に言えば「心身の発達を助長することを目的」（『学校教育法』第22条）としている。『保育所保育指針』（以下『指針』と略記する）でも「保育所の役割」として「（子どもの）健全な心身の発達を図ることを目的とする」と書かれており、保育所も、簡単に言えば発達に必要な経験をするところであるということになる。とすると問題の原因は、保育内容（実際の保育や『要領』・『指針』に示された「内容」）と発達とのつながりの不明確さにあるのではないか。

幼稚園や保育所では保育内容として遊びが展開されるが、遊びと発達とのつながりが明確に理解・分析されなければならない。幼児の一日は、遊びや生活であるが、保育ということになると、発達への配慮をするということであるから、遊び・生活と発達とのつながりが意識されていなければならない。

発達は保育の目的や内容と関わっている。それは資質や人格の形成であり、より具体的には人間関係や言葉の力の獲得である。すなわちさまざまな経験によって心的活動の構造化が進み、一つ上のより統合化された行動様式（資質）を身につけることである。一つ上の行動様式を得るためには、たとえば「人に対する信頼感や思いやりの気持ちは、葛藤やつまづきをも体験し、それらを乗り越えることにより次第に芽生えてくる」（『幼稚園教育要領』）という記述のように、困難な体験が発達をもたらすという場合が多いように思う。ことばの発達の場合も「『話せないもの』が『話すもの』になっていく過程」を「ことばをわがものとすべく悪戦苦闘する人間の生きざまにほかならぬ」（岡本『子どもとことば』(2) と見る見方もある。

保育内容を考えるということは、幼稚園や保

*　本学教授
**　本学准教授

育園での生活において「子どもに必要な活動や経験は何か」を考えることである。結論を先に言えば、遊び及び生活が展開される中で、それらのもの（子どもに必要な遊びや経験）が達成される。とくに生活は必要な活動を要求する(必要とする)。たとえば他の子どもとコミュニケーションをする、清潔な食事・排泄をする、環境のことを知る、などが生活の中での活動である。生活の中に保育内容が含まれていると考えてはどうか。そうであれば幼稚園教育の目的・目標に基づいて、発達ということを考えることになっているのであるが、それらを無視して幼児の生活だけを重視するという考えも可能であろう。私は基本的には自然な社会的な生活があれば、発達が行なわれるというふうに考える。その中身は、養育者による応答的な保育、愛情を持った世話、日々の遊び、その社会（家庭）の文化への適応などである。

今回のこの小論は、このやっかいな保育内容という問題について、基礎的な部分の理解、認識をしようとしたものである。

## ２．保育内容とは何か

（１）保育内容とは何か

ある百貨店の屋上に保育園ができるというニュース（2006年９月24日付の新聞）があった。入所定員は40名で保育士は７名のようである。一般の人は保育士がいるということで、ちゃんと保育してくれると期待する。しかし新人の若い保育士ばかりではやっていけないと危ぶむ人もいるだろう。保育に欠ける子どもに対して保護者と共に保育をしていくことができなければならない。保育士がちゃんと保育をするということはどういうことなのだろうか。何が肝心なことなのであろうか。

一応子どもとの日々の落ち着いた生活ができ、子どもの世話（ケア）ができ、子どもにやさしく接し、信頼され、子どもとのコミュニケーションが十分にでき、子どもの発達に配慮できる保育者であれば資質は十分であるといえるのではないだろうか。

保育内容という言葉を使えば、そのような保育士はしっかりと保育内容を行っているという言い方ができそうである。逆にいえば保育内容はそれがないと子どもがちゃんと育たないものともいえよう。ただし保育内容というものを明確に規定（理解）しようとするとなかなか難しい。

（２）幼稚園と保育所の保育内容

前述した『幼稚園の教育課程と指導計画』の７ページには「１日の保育」（３歳児入園当初）という表が載っていて、登園から降園までの１日の日課が書かれている。登園後、自由遊びをして、10：30にクラスのみんなが園庭の花壇のところにその日初めて集まって、担任の指導のもとにチューリップを見、歌をうたい、それから保育室に入ってチューリップの絵本を読んでもらい、そして降園の準備に入る。では、この「１日の保育」の中に幼稚園の教育（保育）はどこにあるのだろうか。一見したところ保育内容は、ほんの少ししかないように思われる。（保育内容という点からいえば、「自由遊び」と「担任の指導のもとに」が注目すべき部分である。また、多くの幼稚園で行われている「設定保育」に注目しなければならない。自由遊びは多くの場合前日からの引き続いた遊びであろう。実際の保育においては、登園してきた子どもは、その子なりに様々な形で先生や友達との関わりや遊びを開始する。）

保育所や幼稚園はいろいろな面でまだ自立していない乳幼児期の子どもをある一定の時間あずかるところであるから、まず養護という仕事

を行っているはずである。一般に乳幼児はどういう養護（ケア、care）や援助をされて育っていくのであろうか。まず衣食住などにおいて文化的に豊かな生活が子どもに与えられなければならない。それは子どもを含めた家族が普通の豊かな日々の生活を送るということである。また、子どもの安全と健康への配慮がなされなければならない。民間の伝承文化としての看護や応急手当てを含めた医療的な養護によって乳幼児の生命や健康が保たれることになる。そのなかにはたとえば乳幼児の難聴の発見（発達を見る目）ということも入ってくるであろう。

次に重要なことは、発達への援助（支援）や配慮ということである。もちろん前述した文化的な生活のなかで育つということは、発達がある程度援助されている（無意図的な教育）ということになる。

子どもをあずける保護者からみれば子どもが保育所・幼稚園でどのような生活、活動（経験）をおこなっているかが大きな関心事である。保護者が園でやってほしいと期待することが、保育内容であるともいえよう。逆に、保育に欠けない子どもが家族のなかで経験していることが保育内容であるともいえる。

（3）保育内容という用語の意味（使われ方）

保育内容ということばはもともとわかりにくい言葉ではあるが、とくに保育の勉強を始めたばかりの人にはわかりにくいのではないか。しかも学生は高校までのように知識の学習をしたいようであるから、保育や発達の分野での明確な知識の少なさには戸惑うのではないか。

小学校の学習指導要領には、各教科ごとに「目標」と「内容」があり、「内容」の各事項はその教科で学ぶべき内容である。学習すべきこと、教えなければならないことが書かれている。学習（到達）目標を項目的、概念的に示したものであり、それにもとづいて教科書が作られる。「内容」は学習する内容ではあるが実際に児童が学ぶ内容は教科書に書かれている。

一方『幼稚園教育要領』における「内容」のほうは、幼児に経験させたいことを項目的に示したものである。それによって発達がもたらされる。それらの経験させたいことは直接指導すべきことではなく、遊びの中で総合的な指導によって達成されるものである。保育内容に対応した活動に子どもが従事できるように援助するのである。ちなみに保育内容を英語に訳せば、contents of early childhood care and education である。

たとえば先日、幼稚園の年長組で２人の保育者が大縄を回してそれを園児が一人ずつ潜り抜ける遊びをやっているのを見たが、これはわかりやすい保育内容であろう。年長児であるから小学校の内容に近いものとなっている。しかしとくに保育における内容は、保育者との共同生活や関わりあい自体が中心であるといえるのではないか。本来、教育というのは一緒に読むとか一緒に経験するとか関わりあうとかが内容であろう。高等教育でも、ある知見や技術を教えようとする場合、教師の読み、理解（捉え方、表象）、やり方を学生が学習するのではないか。

さて保育内容という言葉は、使う人によってニュアンスに違いがあるが、基本的には「保育所・幼稚園で子どもたちに経験させたいこと」という意味で使われている。（「子どもが経験しなければならないこと」と言い換えてもよい。）では保育所や幼稚園で実際に子どもたちがおこなう活動や経験（遊び）、あるいは生活自体が保育内容なのであろうか。ふつうはそれらはそのまま活動とか経験などと呼ばれることが多く、保育内容そのものではないと考えられる。

保育内容は、『指針』、『要領』の「ねらい及

び内容」に書かれたものであると理解するのが最も早道ではないか。それは望ましい経験を項目の形で概念的、抽象的に表したものである。

### ３．保育内容と発達

（１）発達の助長（保育の目的）

最初のところでも触れたが保育の目的としては「発達を助長する」という目的がもっとも中心的なものである。保育所保育の目的に関しては先ほど『指針』の記述を紹介したが、幼稚園教育の場合は学校教育法第22条に「幼稚園は……その心身の発達を助長することを目的とする。」と書かれている。（ただし保育所や幼稚園は生活の場（生活自体が目的）でもあるから、生活、遊び、発達を区別することができないともいえるので、目的という考えでは理解できない部分が含まれていよう。）

小学校以降の学校教育では、教科的な科目の理解、社会や自然についての知識の学習が一つの大きな目的であるが、それと比較すると、この「発達を助長する」という目的はいくらかあいまいである。しかし教育の本来の目的は、一人前の大人になるというようなことであろうから、教育が発達を目的とすることは本来の姿であり、たいへん重要な考え方である。とくに乳幼児期の発達はその後の発達の基礎となるから大切である。しかし一方でそれは重大な問題を抱えることになる。すなわち「内容」の問題である。小学校以降の学校教育では学習内容という形で覚えるべき知識や考え方などが示され、それを学習するわけである。しかし保育の場合には「内容」は発達をもたらすであろう活動や経験である。「内容」は経験であり、関わりあいであり、コミュニケーションである。また保育の目標は発達であり、発達は現在は５領域に分けて考えられている。保育は環境によって行われ、遊びを中心とした幼児の主体的な活動で構成される。そのような総合的な活動によって、５領域を中心とした発達が行われるように保育者は援助していく。学校のように机に向かって勉強するわけではない。保育の実際は子どもの活動や経験であり、関わりあいである。それによって重要な資質（心情・意欲・態度）の形成（すなわち発達）が行われていく。

要するに保育における「内容」（『指針』や『要領』の「内容」の項目）は、達成すべき発達の姿として考えられたものということになる。それは学校教育法の幼稚園教育の目標（５つ）にもとづいている。ただし、その「内容」でほんとうに成長（発達）するかどうかは今後も検討していく必要がある。このことはもちろん以前より問題とされてきた。「一方、保育内容は、保育目標の実現ということでなければならない。そのためにこれまで、保育目標を保育内容へ具体化するために、いろいろの努力が払われてきた。」(3)

次に問題になるのは、実際の保育が、この「内容」をもたらすものになっているかどうかである。「内容」を具現化したものが、活動・遊びでなければならない。基本的には、子どもの主体的な遊びには「内容」である望ましい経験が含まれている（遊びのなかに経験させたいこと（「内容」）が入っている）と考えられるが、どんな遊びでもよいというわけではなく、保育者は「内容」を踏まえて遊びを援助、指導していかなければならない。

保育目標（発達）、「内容」（保育内容）、実際の保育という３者の関連は古くて新しい問題であり、絶えず検証していかなければならない。ちなみにこの問題と関係したこととして、「領域」と小学校などでの「教科」とを混同するという問題があるが、もともと「領域」は保育目

標に対応したものであるから（発達を目標にしているのであるから）混同できないはずである。

（2）保育内容と発達

その面の発達のためにどのような援助（支援という言葉も使う）をしたらよいのか、ということが保育内容である。（ただしそれは子どもの活動として達成される。）

しかし「発達を助長（あるいは援助）する」というが、それは理念や考え方であり、実際にどうすればそれが可能なのかを明確にすることは簡単ではない。発達を助長する方策や技術がこれという形であるわけではないのである。

その領域の発達の仕組みや経過がわかれば、どのように援助するのか（保育内容）がわかるであろうから、たとえば言葉の発達への援助ならばどのようにすればよいのかは比較的わかりやすいといえる。しかし思いやりの気持ちの発達についてはどうであろうか。『要領』の「人間関係」の「内容」に「友達とのかかわりを深め、思いやりをもつ。」と書かれているが、どうやってこの心情、態度を涵養するのか。（発達させるにはどうすればよいか。）「思いやりをもつ」ことは望ましくはあっても、簡単に身に付くものではないと思われる。実際の保育（活動、経験、遊び）と「内容」（発達）との関連がわかりやすいものとそうでないものとがあるのではないか。もともと「内容」は発達を目指しているのであるから、社会通念上望ましくはあってもその発達の過程がよくわかっていない資質は、「内容」としては適切ではないのではないか。それは発達というよりは日本的な文化（やり方）の学習ということになる。

「内容の取扱い」には「特に、人に対する信頼感や思いやりの気持ちは、葛藤やつまずきをも体験し、それらを乗り越えることにより次第に芽生えてくることに配慮すること。」とあるから、いくらかその方法が示されてはいる。集団生活では子ども同士の関わりあいがあるし、保育者の思いやりの心情や態度を子どもが模倣するということもあるだろうから、そういう経験を子どもが行えるように援助することが発達を助長することになるのではないか。集団生活で他者との関わりあいを経験すれば（従事すれば）身に付くと考えられるからである。このことと関係して『指針』では、「泣く、笑うなどの表情の変化や体の動き、喃語などで自分の欲求を表現し、これに応答的に関わる特定の大人との間に情緒的な絆が形成される。」（「おおむね６か月未満」）、「特定の大人との応答的な関わりにより、情緒的な絆が深まり、……」（「おおむね６か月から１歳３か月未満」）とあり、応答的な関わりが、情緒的な絆（愛着）をもたらすと考えられている。また「子どもは、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることによって、自分も大人を愛し、信頼していくようになる。」（平成12年改定版の『指針』の「第２章子どもの発達」）といった考え方が示されている。愛着関係をしっかりともつことができれば、それが他者との関係のなかで般化されるということになる。人に対する思いやりの気持ちや人への愛情といったものがどのように発達するのかについては心理学的にはその機制がまだよくわかっていないので、心情的な面については『指針』を手がかりに発達の援助をしていくことになる。

一般に、発達段階を考えて保育をするというのは、実際はなかなか難しいのではないだろうか。どのような遊び・活動がその時期の子どもに適していて発達に資するのかについては、経験的にわかることというのはあるだろう。しかし科学的あるいは発達心理学的に子どもたちの

経験を分析することは現状では十分に行われていないといえよう。子どもの発達や学習のプロセスが十分に明確になっているとはいえない。（ただ言語や認知の発達については比較的よくわかってきているといえる。）それらは日常のなかでの総合的な力であり、それらに資する経験や活動は今のところ明確にすることはできないといえよう。ただし、発達に即した遊びかどうかは、子どもが喜んで遊ぶかどうかでわかるともいえよう。また、遊びを与えるのではなく、用意された環境のなかのいくつかの遊びのなかから子どもが選んで、その遊びを発展させるのが望ましい。

（３）発達をもたらす経験

大雑把に考えれば、一定の生活環境さえあれば子どもたちは適応行動をし、学習をし、発達をしていくともいえよう。しかし一定の生活環境とは実際にどのようなものであろうか。そこでは子どもはどのような経験、活動を行っているのか。すなわち子どもが成長していく際にはどのような経験をしているのかということの分析が必要であろう。

先ほど経験すれば身に付くと書いたが、遊び（あるいは生活）として子どもが従事すべきものは何であろうか。思いつくものをあげれば、言葉の活動、自然とのふれあい、集団的生活などがまず頭に浮かぶ。

子どもの発達にとってどのような経験が必要なのか（望ましいのか）についてあらためて考えてみよう。子どもはどうすれば育つか。必要なものは親の養育、愛着や信頼関係の経験、落ち着いた生活、わかりあい・伝えあいの体験（言葉の活動）、感覚経験（見る、聞くを含む）、社会的、集団的生活（コミュニティの生活）、自然とのふれあい、児童文化への親しみなどであろうか。付随して、トラブルやコンプレックスはできれば避けたいが、子どもの心の部分ではどのようなものが形成されていくのか。良いこと、悪いことは教えられるのかどうか。この時期のしつけはどのような方法が良いのか。協調性、道徳心、公共の精神などといった「人間関係」の面で何を芽生えさせるのか（何の芽生えを助長するのか）。

（４）発達への援助

環境があれば子どもは活動し、同時にそれは発達的な経験となって発達が達成されていくともいえるが、実際はさまざまな援助や配慮が日々の生活の中で行われている。

初期の人間の子どもはもちろんたいへん未熟な存在である。しかし見たり聞いたりするはたらきをはじめとして、まわりのものや出来事を捉えるはたらきは、初期の段階からめざましく発達していっている。日常の普通の生活があれば、生後数か月で愛着が形成されはじめ、７、８か月の頃には人見知りが生じ、１歳前後には言葉らしきものを発するようになる。しかし日常の普通の生活と言ったが、それを確保するのは養育者にとって簡単なことではない。子育ての大変さは多くの体験者が述懐するところである。一生懸命に子どものことばの発達を援助する母親などの姿もよく目にする。（「母親は、子どもの意図をその弱く拙い表現からくみとり、自分の視線を子どもの注意の焦点に合わせて、そのことに対して話すのである。」）[4]

発達を助長していかなければならない、あるいは生きる力を子どもに付けてやらなければならないということはわかるが、もう少し具体的にいうとどのようなこと（力、能力、資質）を身に付けていかなければならないのであろうか。大まかにいえば「一人前の立派な大人（完成された社会的人格）」が到達目標ということになるのであろうが、具体的にどういう面でわ

れわれは発達していかなくてはならないのか。社会的な要請を踏まえながら、発達させるべき資質、能力、技能などを決めなければならない。

とりあえずは養育者との愛着関係（信頼関係）、基本的な生活習慣や技能・器用さ、生活の中の物や出来事がわかること、他者の気持や考えがわかること、親しい人とおしゃべり（伝えあい、わかりあい）をすること、自己を抑制（コントロール）すること（２歳頃以降）、いろいろな遊びができること（絵画や音楽での豊かな表現を含む）などが基本的な発達目標といえるのではないか。

この問題は発達課題を考えることでもある。有名なハヴィガーストの発達課題では乳幼児期は「話すことの学習」「社会や事物についての単純な概念を形成すること」「両親、兄弟姉妹や他人と情緒的に結びつくこと」「善悪を区別することの学習と良心を発達させること」などがあげられている。

私の経験（男の子３人を核家族で育てた経験）では２歳半ぐらいを過ぎると子どもの世話（面倒）が少し楽になったような気がした。少し目を離したら危険だということがなくなった、あるいは危ないことは自分で差し控えるようになったということであろうか。多少自律的にできるようになった、あるいはある面の自立が形成されたのであろう。その子どもたちが順調に発達したのかどうかはわからないが、もしそうだとすると少し大げさな言い方をすればその時期の発達課題（「ねらい」）がクリアーされたということになる。別な言い方をすれば保育内容でもって「ねらい」が達成されたということになる。保育というのは発達を助長するということでもあるから、「ねらい」が達成されるように活動させた（経験させた）あるいは養護をしたということになる。

どのようにしたら望ましいパーソナリティの形成や全人格的な発達が可能となるのかという根本的で原理的な問題については、保育の歴史のなかで多くの経験のなかで考察が積み重ねられてきたが、もちろん完全に解決されているわけではないし、時代や社会状況の中で新たな課題も出現してくるはずである。また、発達が金科玉条のように言われることのマイナスを考える必要もある。

そういう問題はあるが、『要領』と『指針』は、現時点での最も妥当な考え方、方法、保育内容が示されているといえよう。そこではまず環境を通しての保育であるべきだとされており、また子どもの主体的な活動や遊びが重視されている。そのような基本的な理解に基づいて子どもに経験させたい活動（保育内容）が示されている。

幼稚園や保育所の保育では、『要領』『指針』に書かれた保育内容（「ねらい」と「内容」）をしっかりと頭に入れておいて、それを踏まえて子どもの経験や活動（実際の保育内容）を援助していくことになる。

（５）言葉の発達と保育内容

「子どもたちに経験させたいこと」というのは、それが「生きる力」とか「豊かな人生を送る力」とかになると考えられるからである。別な言い方をすればそれらの経験が「発達をもたらす」（あるいは「発達に必要な経験となる」、「発達課題をクリアーすることになる」）からである。

たとえばテレビを見せていても言葉の発達には役に立たないとよくいわれる。言葉は日常生活のなかでの実際の使用によって獲得されるからである。周りの人への信頼感のなかで行われる伝えあい、やり取り、わかりあいが言葉の発

達をもたらす。日常のなかの実際のやり取り、しゃべりあいが大切なのである。保育者は言葉の発達にとってどういうことが大切なのかを理解して子どもと関わる必要がある。発達の経過や様子が理解できていれば、子どもたちがどのような経験をしていくのが望ましいのかがわかる。先ほど例としてあげた子どもの意図をくみとり、子どもの注意の焦点に合わせて話す母親は、言葉がどうすれば発達するのかをかなりわかっているといえよう。

『指針』と『要領』の言葉の領域の「内容」には、言葉の発達がもたらされる経験が書かれているわけであるから、それに従って保育すればよいということになる。『指針』を手がかりに考えてみると、今回の改定前の『指針』（平成11年10月の局長通知）では、各年齢段階ごとに「ねらい」と「内容」が示されていたが、「６か月未満児」のところには「笑ったり、泣いたりする子どもの状態にやさしく応え、発声に応答しながら喃語を育む。」「おむつが汚れたら、優しく言葉をかけながらこまめに取り替え、きれいになった心地よさを感じることができるようにする。」「子どもに優しく語りかけをしたり、歌いかけたり、泣き声や喃語に答えながら、保育士との関わりを楽しいものにする。」などの項目があり、また「６か月から１歳３か月未満児」のところには「優しく語りかけたり、発声や喃語に応答したりして、発語の意欲を育てる。」「喃語や片言を優しく受け止めてもらい、発語や保育士とのやりとりを楽しむ。」という項目がある。これらの項目は初期の言葉の発達を助長する保育内容といえる。[5]

（６）保育内容の５領域

学校教育法の幼稚園教育の５つの目標は、幼児期の発達の目標を示している。そしてそれらの面の発達のためにどのような援助をしたらよいのか、ということが保育内容になるということについてはすでに述べた。

『指針』及び『要領』の「ねらい」と「内容」では、発達の側面（発達を見る視点）を、健康・人間関係・環境・言葉・表現という５つの領域にまとめている。そこに愛着の発達についての言及がないのは、３歳以降の発達の目標を示しているからであろう。

一般の発達心理学の教科書では「認知の発達」などというように、ある一つの心的なはたらきでもって章立てをしていることが多い。よくみられる分類は、認知（認識、思考）、ことば、愛着、対人関係、自我（自己）、情緒、社会的行動、道徳性などである。５領域と明確に一致しているのは「ことばの発達」であるが、５領域の「環境」は認知を含んでおり、「人間関係」は愛着や自我や道徳性などを含んでいるので、５領域でもってほとんどの発達の側面がカバーされているといえよう。

（７）保育内容の公的基準（『指針』と『要領』）

０歳児（あるいは乳幼児期）からの教育プログラムをもっと充実すべきだという考え（いわゆる早期教育の勧め）は、その内容が単なる表面的な技能や知識を教え込むということであれば、理論的根拠のない危険なやり方であり、子どもに必要とされる発達にとってマイナスの影響しか与えないであろう。たとえば早期における第２外国語の学習がもつ問題点がそのよい例であろう。一方、現在の日本の乳幼児期の公的な教育における教育方法については、改善すべきところがあるはずである。（たとえばモンテッソーリの感覚教育の考え方を参考にしてもよいのではないか。）

このように乳幼児期の教育についてはいろいろな意見があるが、保育内容の公的な基準である『指針』と『要領』は、乳幼児の教育（保育）

の基本を示すものとして現状では最善のものと考えてよいと思われる。『指針』も『要領』も、平成20年３月に改定・改正され、平成21年４月より施行される。なお『指針』は今回はじめて告示化された。

もちろんこれらは公教育であるという特徴があるし、時代の人間観、発達観を反映したものでもある。また、何年か先には発達理論など人間科学の発展によって保育の方法に改善がみられるであろうから、絶対的なものであると考えてはならない。しかし先ほども述べたように、子どもの発達についての十分な理解がそこにあると思われるし、子どもの発達にとって本当に大切なことは何かについてしっかりと書かれていると思う。

『指針』と『要領』の５領域の「内容」について要点を次に示す。

・「健康」領域は、元気に遊ぶ、体を動かす、健康・安全のための生活習慣を習得するなどの活動を援助する。
・「人間関係」領域は、園生活に順応し楽しく過ごす、身近な人と親しく関わる、愛情や信頼感・安心感を持つなどの活動を援助する。
・「環境」領域は、自然に触れて実感する、日常生活のなかの事物・出来事を知る、季節を感じる、数量や図形に慣れるなどの活動を援助する。
・「言葉」領域は、生活のなかで伝達のために言葉を使う、周りの言葉に耳を傾ける、経験したことや言いたいことを言葉で言う、相手にわかるように言うなどの活動を援助する。
・「表現」領域は、音楽・遊戯・工作などを楽しむ、模倣しイメージして表現を楽しむ、美しいものに感動するなどの活動を援助する。

公的な保育内容の変遷について簡単に触れておくと、昭和23年刊行の『保育要領』では保育内容として示されていたものは「楽しい幼児の経験」としての12項目（見学、リズム、休息、自由遊び、音楽、お話、絵画、製作、自然観察、ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居、健康保育、年中行事）であった。大まかな活動内容であるが、幼稚園で何をするのかということがわかりやすい。園での生活の中にこのような保育項目を設定して保育が行われたことになる。その後『要領』は、領域が設けられるなどさまざまな修正が行われた。

現在の保育内容は、望ましい経験や活動という形で示されており、しかもそれは「環境を通して」及び「遊びを通しての指導を中心として」展開されなければならないとされている。このことは保育所の保育においても同様である。『指針』の「総則」の「保育所の役割」には、「保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行う」と書かれており、環境の重要性が指摘されている。また「保育の方法」では、「オ　……生活や遊びを通して総合的に保育すること」となっている。

### ４．発達及び子どもについての理解

（１）発達を見る目及び子どもを見る目〈保育者の専門性〉

発達を理解することは、保育者にとってはもっとも重要な専門性である。『保育所保育指針解説書』には「保育士の専門性」として①から⑥までの項目があげられているが、①と②は発達を理解することの重要性を言ったものである。

「内容」が保育目標に沿ったものであり発達を目指したものであるならば、発達のことがよ

くわからなければ保育内容を決められない。『指針』に「子どもの状況や発達過程を踏まえ」（保育所の役割の（2））とか「子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること」（保育の方法のウ）と書いてあるように、保育者は発達がどういうものなのかを正しく理解しなければならない。しかし「発達過程」という言葉が入った『指針』のこれらの項目は、前後の他の項目に比べると理解しにくい項目になっているのではないか。それは発達ということの理解の難しさと関連している。

発達を見る（捉える）目をもつことと表裏一体のことであるが、保育者は子どもの行動と言葉を捉える（理解する）ということができなければならない。すなわち発達を援助する保育者は子どもがどういう経験をしているのかがわからなければならない。たとえば子どもの言っていることに耳を傾けて、言っていることの意味がわかるということがたいへん重要なのである。ただし保育者の子どもを見る目は、観察者や研究者の見る目とは異なる。単に捉えることが目的ではないのである。関わって、生活を共にし、子どもとのわかりあいや伝えあいができ、結果として発達や子どもの行動（姿）を捉えることができるといえよう。またそういう相互作用の中で教育的な指導が付随的に行われると考えておきたい。

子ども理解の大切さは障害児教育においても同じである。ある発達心理学の教科書の発達障害の章に「『どうすると問題が消えるのか』と考える前に、その子のことを十分に理解する目を養って欲しい。」(6) と書かれていたが、教育におけるもっとも重要なことの一つは子どもを正しく理解することである。

ちなみに評価という言葉も理解とほぼ同じ意味で使う。評価といってももちろん優劣をつけることではなく、正しく捉えるということである。

子どもの言動や考え方、捉え方の特徴は発達的に変化するといえるから、子ども理解は発達の視点から行うことができる。

（2）発達とは

一般に心理学用語を定義するとなると困難なことが多い。知能、パーソナリティ、認知、思考など多くの用語は確定した定義がない。学習は広く知られた定義をもつ数少ない例であろう。この発達という言葉（用語、概念）を誰にでもわかるように明確に説明することは難しい。ちなみに私が試みた定義の一つは、「発達とは、発達課題（エリクソンやハヴィガーストを参照）への取り組みが生じさせる資質の獲得である。」というものであるが、もちろんこれは広く承認されたものではない。

心理学用語の定義が難しいと書いたが、実際はこれらの用語はほぼ同じ意味で使われている（通じあっている）ともいえる。ただしそれらの用語をどのような意味（イメージ）で使うかは、その人がその用語をどう理解しているかということと関係する。たとえばこれまでこの章で「発達」という言葉を使ってきたので、筆者がどのような意味でこの言葉を使っているのかはある程度はわかるのではないか。

発達という言葉のおおよその意味（使い方）は、一般の人にもわかっているであろう。また日々子どもたちと接している保育者は、発達ということをある意味では一番よくわかっているのではないか。保育の世界では「子どもの育ち」という言い方でいわれる子どもの発達的な変化は、実際の子どもたちを見ているとはっきりと実感できるはずである。また、日々の生活のなかで、その子がどういう子なのかということも保育者はある程度わかっていく。すなわち発達

ということの理解と子どもの言動や心理を見る目とにおいて保育者は専門家である。

ただし人間理解が一般に難しいものであるということを忘れて、子どもの発達の評価やパーソナリティ、能力などの判断を安易に行うようなことがあってはならない。発達が、資質の獲得であり、統合化や構造化という変化であるというような理解ももち合わせていなければならない。

岡本は、『子どもとことば』[7]のなかで次のように述べている。「子どもがことばを獲得してゆく姿というものは、『ことばの発達』という限られた側面だけでなく、一般にひろく発達全般を貫く特徴がどんなところにあるのかを私たちに教えてくれる。」そして発達とはどういうことかを示しているのが次の箇所である。「『話せないもの』が『話すもの』になっていく過程、赤ちゃん時代をその過程としてみてみると、あの人びとをよろこばせてやまぬ子どもの内部では、日々とてつもないドラマが進行しているのである。」すなわち、とてつもないドラマの進行が発達ということになる。

発達は「ことばの発達」「認知の発達」などと使われるが、そのような個々の心的活動（はたらき）の発達を考えるほうがわかりやすい。発達という（大きな）概念を定義するほうが難しい。余談になるが、これはプラトンの「徳」の定義を思いださせる。プラトンは『メノン』[8]で、いくつかの「徳」をあげたメノンに対して、「それらの徳はすべて、ある一つの同じ相（本質的特性）をもっているはずであって、……」と問いただしている。

発達という概念自体を詳しく詮索することはここの目的ではないのでこれ以上は言及しない。発達については『指針』及び『解説書』にかなり詳しく書かれており、それを見れば発達とはどういうことか、発達の様子（過程）、段階ごとの子どもの姿などがある程度理解できる。とくに前の『指針』（平成12年改定版）には、発達段階区分ごとに「発達の主な特徴」が示されており、その時期の子どもの姿（言動の特徴）を把握するうえで役に立つ。またその『指針』には子ども自らが発達する力をもっていることについても触れられている。

（3）発達の一般的な原理

新しい『指針』の「第2章子どもの発達」のはじめのところにも発達とはどういうことかについての説明がある。「環境との相互作用」が大切であることや、「特定の大人との親密な関わりにおいて育まれる子どもと大人の信頼関係が、子どもが主体的に環境に関わるその基礎となります。」（『保育所保育指針解説書』）という考え方などが示されている。

発達でとくに忘れてはならない点は、人は発達の芽を蔵しているということと、子どもというものは環境の影響を一方的に受ける存在ではなく、環境に子ども自身の力で対処できているということである。

発達ということの理解は簡単ではないが上述のようなことをはじめとして基本的なことは理解しておかなければならない。

発達のなかでも重要な側面は、まずわかりあい、伝えあいの経験（あるいはやりとり、コミュニケーションの経験）であろう。これは言葉の発達ということになるが、言葉の領域の「内容」に「言葉の楽しさに気づく」とあるが、子どもはしゃべるようになると自然に新しい言葉を使ってみようとするし、すでにしゃべりを楽しんでいる。

この側面と不可分なのが愛情や信頼感の形成である。これは愛着の形成ということになるが、『指針』では愛着の形成の重要性が指摘されて

いる。

次に、社会的、集団的生活の経験による発達が重要である。それは自我の形成ということと関係する。

さて確かに発達は大事であり、発達についての研究はもう何十年もの間積み重ねられ、多くのことがわかってきている。発達ということが強調されるのもそういう背景があるからであろう。しかし発達についてはわからない部分も少なくないし、発達至上主義にも気をつけなければならない。そんなに躍起になって発達を強調するべきであろうかという感じもする。しかし、社会が個人に発達を強要してくるという面があるにしても、発達を行っているのは個人であり、その結果、適応や幸せが得られているといえる。

## ５．おわりに

保育（内容）の理論と保育実践とのつながり（関連）が説明のつくものでなければならないということについては上に述べたとおりである。次回の（２）では、実際の指導案をもとに、「ねらい」や「内容」がどのように達成されているか見てみることにしよう。すなわち、保育理論あるいは『指針』・『要領』と実際の保育とのつながりを検討していきたい。

**【注】**

（１）川崎チヨ子編著『幼稚園の教育課程と指導計画』明治図書、1994年

（２）岡本夏木『子どもとことば』岩波書店、1982年、１ページ

（３）「保育内容」（牛島義友他編『教育心理学新辞典』金子書房、1968年、840ページ）

（４）西野美佐子「保育場面でポイントになること」（後藤宗理編著『子どもに学ぶ発達心理学』樹村房、1998年、97ページ）

（５）『保育所保育指針解説書』（平成20年４月）には、乳幼児の言葉の発達の指標が示されている（116ページ）。それらは生活におけることば活動（言語使用）の指標（それは保育士が見る視点である）であり、それらを参考にして、子どもが生活の中でことばを使う際の援助をしなければならない。

（６）後藤秀爾「発達のつまずき」（後藤宗理編著、前掲書、165ページ）

（７）岡本夏木、前掲書、４ページ及び１ページ

（８）プラトン（藤沢令夫訳）『メノン』岩波書店、1994年、15ページ

**【参考文献】**

・森上史朗編著『幼児教育への招待』ミネルヴァ書房、1998年